

社会福祉法人京都市育成の会 役員等報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人京都市育成の会（以下当法人という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）、評議員（以下「役員等」とする）及び評議員選任・解任委員の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

非常勤役員等については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に別表1のとおり、費用を弁償する。ただし、法人の職員は除く。交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規定に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 理事、監事の報酬限度額は、1人当たりの各年度の総額が8万円を超えない範囲で支給する。
- (3) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規定に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより、控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第5条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年6月20日より施行する。

この規程は、令和元年6月18日より施行する。

この規定は、令和2年6月16日より施行する。

別表1（非常勤役員等の報酬）

（1）評議員

	日額
評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

（2）理事

	日額
理事会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

（3）監事

	日額
監事監査等への出席	20,000円
理事会、評議員会等会議への出席	10,000円

（4）評議員選任・解任委員（監事、外部委員）

	日額
評議員選任・解任委員会への出席	10,000円